

第14回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会議事要旨

1. 日時 平成27年10月27日 19:00~21:10
2. 場所 西荻地域区民センター3階
3. 出席者 構成員出席者13名
4. 資料一覧

次第

(議事の確認について)

- 資料14-1 第13回議事録(案)
- 資料14-2 第13回議事要旨(案)

(地域の必要性のデータ等について)

- 資料5-7 杉並地域に関する現状・課題データ集(改訂版)
- 資料5-7-2 杉並地域に関する現状・課題データ集(改訂版)追加資料
- 資料5-8 地上部街路に関する必要性(整備効果)のデータについて(改訂版)
- 資料14-4 地上部街路に関する必要性(影響)のデータについて(改訂版)
- 資料8-7 資料1-3の取り扱いについて(議事録から) 【齋藤構成員提出資料】
- 資料4-4 「杉並区における地上部街路に関する話し合いの会」に対する意見書 【須藤構成員提出資料】
- 資料5-9(改訂版) 外環の2・周辺道路の将来交通量推計に対する疑問 【古川構成員提出資料】
- 資料5-5-1 捏造が露呈した地球温暖化説の再検討等について
- 資料6-5 必要性(整備効果)のデータに関するCO2削減効果算出過程について
上記2点【中島構成員提出資料】

(前回からの持ち越し事項等)

- 資料7-6 練馬1km区間・早期着工の真の理由は何か? 【古川構成員提出資料】

(質問に対する回答)

- 資料5-3 第4回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
- 資料5-4 第4回に構成員から提出された資料に対する回答
- 資料6-3 第5回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
- 資料7-3 第6回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
- 資料8-3 第7回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
- 資料9-3 第8回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
- 資料10-3 第9回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
- 資料11-3 第10回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
- 資料12-3 第11回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
- 資料13-3 第12回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
- 資料14-3 第12回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答

(その他)

- 資料4-5-3 第2回杉並区「外環の2話し合いの会」傍聴者「ご意見カード」分析
- 資料5-5-2 資料4-8-1、4-8-2についての意見
上記2点【中島構成員提出資料】
- 資料12-4 「外環の2」計画をめぐるコミュニケーション過程を検証する
- 資料12-5 「東京外かく環状道路(関越道~東名高速間)についての考え方」の
インターチェンジについて
上記2点【齋藤構成員提出資料】

- 資料13-5 都市計画提案の都の判断に対する「意見書」

5. 議事

(1) 開会

<お知らせ・ご報告>

- ・事務局より、前回同席した業者2名について、今回同席しない旨報告した。
- ・事務局より、国交省の大畑構成員の欠席を報告した。 (P1)

<議事内容の確認>

- ・事務局より、次第の内容について報告した。 (P2-3)

これに対して、以下のような質疑応答・意見交換が行われた。

- 構成員 O ・次第の順番について、事務局に事前に入れ替え等をお願いしていたが、全く自分の意見が反映されておらず、非常に不満。
- ・必要性データの説明を聞くよりも、我々が本当に心配していることを答えてもらうのが先。次第の5番目のデータ説明を8番目にもってきて頂きたい。
 - ・都市計画提案がダメだという理由2つについての答えがまだ分からないので、次第6の持越し事項に何としてでも入れてもらいたい。時間は5分くらいで結構。 (P3-5)

次第については、次第4の今後の進め方の中で意見を頂くこととなった。また、都市計画提案についての説明は、次第6の持越し事項で行うこととなった。

(2) 議事録・議事要旨の確認について

- ・事務局より、第13回の議事録と議事要旨について諮った。 (P6)

これに対して、以下のような質疑応答・意見交換が行なわれた。

- 構成員 O ・第6回で、カッコ付きで情景を補う言葉を入れることになったが、今回の議事録に反映されていない。入れるべきだと思うし、事務局の担当者が変わるとルールが変わるのはおかしい。今後も情景描写を入れない形を続けるつもりなのか。 (P6-7)
- 安西 ・これまで、実際に構成員の方が発言した内容を記録しており、情景については記録していない。 (P7)

- 構成員 O ・傍聴できずに議事録だけを読む人にとっては、情景描写があると理解が深まる。
(P7)
- 安西 ・カッコで補足した例がこれまで2つあるが、いずれも構成員の議論の補足であり、傍聴の方の声を入れるということではない。議事録の中に傍聴者の声を盛り込まなくてはいけない理由は何か。
(P8)
- 構成員 O ・傍聴者の声を入れるということではなく、あくまで情景描写として入れてほしい。他意はない。情景描写のカッコつきの言葉は認めてもらえるのか。(P8)
- 安西 ・原則的には構成員がマイクを通して発言した内容を記録として残したいと思う。ただ、それではどういう議論になったのかが分からない場合は、その都度対応したいと思う。
(P8)
- 司会 ・第13回の議事録・議事要旨については、この形で公表するものとする。
(P9)

(3) 地上部街路に関する各構成員からの意見

- ・司会より、次第 3 の各構成員からの意見発表について、意見未発表の構成員に対し発言を依頼した。
(P9)

ここで、構成員 S、構成員 Q から以下のような意見があり、都より回答を行った。

- 構成員 S ・外環の 2 はもうやることに決まっているのではないか。はっきり言ってください。無駄な議論をさせているとしか思えない。
(P10)
- 武田 ・まだ決定していない。いろいろなパターンを考え、代替路線を考えながら廃止という案もある。各区市の行政より、意見をきちんと聞いて進めるよう指摘があり、今こういう形で話し合いの会を進めさせて頂いている。
- ・杉並区はゼロベースで皆様から聞いた意見を踏まえて検討すべきと言っている。現時点で決して、決まっているというわけではない。
(P10)
- 構成員 Q ・練馬はどんどん工事が進んでいるのに杉並区はどうなっているんですか、環八の地元の人たちは賛成して譲ったのに何勝手なことを言っているんだ、という意見が聞こえてくる。
- ・西荻の南北道路は、大地震が起きたら通行不能になって緊急自動車が入れない。上井草スポーツセンターの前の道は、平日でも信号3回待ちであり、インターチェンジができたものすごい渋滞すると思う。生活道路の中にも車がどんどん入ってくる。
- ・現実を直視して前向きな検討会にしたほうがいい。違う会を設けて議論しないと進まないのではないか。
- ・21 世紀、我々の子供たちのための道路・環境づくりをしてほしい。(P11-12)

続いて、これまでに出示された構成員Nさん、構成員Oさんの質問に対して、都より回答を行った。(P12)

- 安西
- ・外環の2の正式名称は「幹線街路外郭環状線の2」。幹線街路とは、環状8号線や放射6号線・青梅街道、早稲田通り（補助132号線）のような都市計画道路の頭につく名称。幹線街路とは、都市内におけるまとまった交通を受けもつ道路であり、通過交通を処理する機能を有している。
 - ・外環の2の広域機能は高速道路に集約したが、通過交通を処理する幹線道路としての機能はあり、2車線道路としての交通量が見込まれているので、計画としては残っている。
 - ・外環の2は、杉並区より必要性の有無からゼロベースで検討すべきと意見を頂いており、現在話し合いの会を通じて広く意見を聴いているところ。
 - ・中央道から東名高速までの間に計画されていた付属街路の正式名称は「都市高速道路外郭環状線付属街路」。その名の通り高速道路の外環に付属する街路。
 - ・付属街路は、高架の高速道路に面した方の出入りの為に計画されたもので、外環の2のように通過交通を処理する機能は当時から考えていなかった。外環が地下化されれば高架の構造物はなくなるので、付属街路の機能は不要となった為に廃止した。(P12-13)

構成員O

- ・今の話だと付属街路は廃止とのことだが、付属街路は1から12号まである。うち1号と2号は残っているが、反対側の3号と4号は生きていない。どうということなのか。(P13-14)

- 安西
- ・ご指摘のとおり、廃止していない付属街路があるが、外環の地下化に伴って機能が不要になったものについては全て廃止した。
 - ・1号と2号は東名高速との交差部辺りに存在する付属街路で、東名高速より南側の計画も今後考えていかなければならない為、廃止していない。(P14)

構成員O

- ・なぜ、東八道路から向こうに外環の2がないのか。道路の性格から言えば、ここだって外環の2がほしいのではないか。何故こちらはないのか、根本的な問題が分からない。(P14)

- 安西
- ・外環の2は、東京都区部の都市計画道路の一斉見直しを行った時期に、ネットワークの一部として計画された。当時は、かなり広域的な道路を想定していたので、それなりの車線数を備えた道路と交差しなければ、おっしゃる通り交通処理はできない。このため、4車線の広域的な幹線道路である東八道路まで接続する計画だったと思う。(P15)

構成員O

- ・北側はつなげたが、南側についてもやはり必要があるのではないか。片方はなくていいという話はおかしいと思う。(P15)

安西 ・昭和 30 年代後半から 41 年にかけて都全域の都市計画道路を大きく見直し、それが現在の都市計画道路のネットワークのもとになっている。その結果の街路網なので、東八道路から南については幹線街路網としては必要ないという判断のもと、今の計画になっていると思う。 (P15)

・ここで構成員 O の意見につき、資料 12-3 を用いて都から回答があった。

構成員 O ・質問 1、平成 13 年から 17 年、都がパンフレットを作るまで、その他に都が外環の 2 が地上に存在すると主張、説明してきた文書を示してほしい。

・質問 2、外環の 2 が地下に入った後、地上部には 5 つのメニューを選択できたと思う。この時点で外環の 2 が 100%地下に入ったと考えるのが当然ではないか。どのように住民に説明されてきたのか。 (P15-16)

安西 ・過去の議事録から、構成員 O さんからの質問は、主に質問 2 ということで回答を準備した。一つ一つについての回答ということであれば、この紙面の回答のとおりになる。 (P17)

構成員 O ・紙面に上がっている平成 15 年のたたき台の書類と石原都知事の発表した基本方針が回答の文書であると言うのならば、全然私の言っていることと違う。この文書では外環の 2 が計画として残っており、そういう書類ではない。なので、13 年から 17 年の間に都が外環の 2 が地上にあると主張してきたベースになる書類は何もないと理解したが、反論できるか。 (P17)

安西 ・平成 13 年に公表した計画のたたき台には、幹線道路と記載がある。平成 14 年の有識者委員会でも地上部利用のことが書かれており、高速道路の外環の必要性に関する方針決定と上部利用の可否については、議論する時期を明確に分け、地上部の利用については、外環の必要性に関する行政判断、政策方針の決定がなされた後に、具体的な検討をするべきである、とされている。決して地上部街路の存在を隠していたわけではなく、早期整備が不可欠な高速道路の外環の検討を進めてきて、今地上部の利用については、この話し合いの会でその検討が引き継がれていると認識している。 (P17)

構成員 O ・外環の 2 を住民に説明してきた経緯を鑑みると、計画のたたき台で地下構造に変更した際に、地上部は空っぽになったので 5 種類のメニューを提示している。ここで自動車専用街路、外環と幹線道路外環の 2 の広域機能を集約して全線地下構造にするとということがはっきりうたわれている。地上部に外環の 2 の計画があれば、こんなメニュー提案をできるはずがない。この頃、都は外環は地下だと言っていたように思うが、外環の 2 が地下に行くなんて言っていないと言っている。それはおかしいと思い、13 年から 17 年を見せてくれと質問したが、結局、紙面の答えを見るとない。

・このような、5 種類のメニューを選べるということは、とにかく地上は空っぽ

になったのだと、住民は認識する。都がこういう提案をしておきながら外環の2は生きているというのは、全く矛盾した話ではないか。(P18-19)

安西 ・外環の2について事実として今もあるのは、昭和41年に決定された都市計画。その都市計画をどうしようかということについて、今この話し合いの会でお話を頂いているところで、その方針については何も決めていない。(P19)

構成員O ・平成15年に石原都知事と扇国交大臣が出された方針や図面を見ると、この文書は、あくまでも外環の2が残っているという文書ではない。質問1について、都はたたき台の時から一貫して地上部街路が残っていると言い続けてきたと言うが、それは嘘であり、間違い。

・確かに都市計画には残っている。だがプロセスの説明の中では、都は外環の2の説明会は一回もやっていない。質問1、2についての先ほどの答えは、地上は空っぽになったけれど外環の2は残っていると言っており、これは答えになっていない。

・石原元都知事は、私たちの気持ちを代弁した発言をされており、道路を作りたい部門だけが先走って進めているように思う。資料5-4で構成員Tさんが石原発言についておかしいのではないかとということは何箇所も指摘しているが、都は今までの説明と何ら変わりはないということをお答えしている。

・3番目は石原知事、舛添知事の話と全然違い、おかしいのではないかとということ、それから4番目、住民の大部分が、都はペテンだと感じているということ。

・私は百害あって一利なしと言ったが、これについても、この3つについては、どこにも答えが書いていない。再度この場で、1番から5番を通して質問に合った回答をしてほしい。(P19-21)

武田 ・今、質問1から5ということで、資料12-3についてお話をされていた。我々が今日お答えするものとして用意したものと違うので、回答になっていないとの指摘については改めて用意させて頂く。また、資料12-3に書いてあるものに対しては、持ち帰らせて頂きたい。(P21-22)

構成員O ・了解するが、今回の発言の回答を次回にし、その間じっくり考えようというのではなく、話し合いの会は、質問は即答で答えてほしい。そういう姿勢で臨んでもらいたい。(P22)

構成員A ・構成員Oさんは文書で説明を求めている。国交省が作り提示した図で安西さんが答えるべき。安西さんは計画が残っているからと言うが、そこが5年間経ってもまだ結論が出ず、延々と続く一番の原因である。あくまでも質問に対しての回答をすれば、この会は当の昔に終わっている。結論が出ている。

・杉並区ではゼロベースから始めていると言うが、全体の9kmを基準にしておいて、練馬区では着工になっている。都は態度、回答が矛盾だらけ。

・5つの提案の中で、現状で市街地を守るというのは、構成員Oさんの提案。国

交省はそれをメニューの中の選択肢として提示した。あなた方は、延焼防止帯に反るとか、道路計画交通事情に反する等という理由で却下した。5つのメニューの中で外環の2らしきものがあるのなら、それをちゃんと提示すべき。

(P22-23)

安西 • 計画のたたき台の件については、第1回から繰り返しご質問を頂いており、私どもは一貫して高速道路の外環と幹線街路である外環の2の広域機能を集約して、全線地下構造の外環、高速道路にすると申し上げてきた。構成員Oさんも外環の2の何割かが地下に入っている、と仰っていたので、構成員Oさんもその辺はご理解頂いていると認識している。

• 外環の2は地域の為の道路としての機能なので、他の場所で仮に代替機能を確保できるのであれば、計画のたたき台の、地上部利用について検討するためのメニューの一番下のような絵にもなると思う。また、外環の2の計画区域を活用して、上から一つ目、二つ目、三つ目の整備形態は考えられると思う。

(P23)

構成員O • 東京都は支援しますとある。外環の2であれば支援どころではなく、都が主催してやらなければいけない。私は練馬の道路も、本来なら外環の2ではないと思っている。どう見ても計画のたたき台の図からは、外環の2が生きていると理解できない。安西さんがいくら説明しても無理だと思う。おかしい。私はそういう意味では理解していない。地上にはないというつもり。 (P23-24)

(4) 話し合いの会の運営及び進行について

• 司会から、事務局から提案のあった準備会の設置について、構成員に意見を伺った。 (P24)

構成員O • その前に事務局は、構成員が出した返事について、何通返事が返ってきてそのうちの何票が賛成、何票が反対とか、そういう話があってもいいのではないかな。もらえばなしでその話が全然ない。前回はそれで、出したことが反映されていない。もちろんここで発言してもいいが。 (P24)

安西 • 事務局の立場でお答えする。特にアンケートを取ったわけではないので、この場でご意見を伺わせて頂ければと思う。私どもの提案は二つで、一つ目は準備会の設置。二つ目は、必要性を検討するためのデータを先に説明させて頂いた上でご意見を頂きたい、ということ。それに対して明確な反対を書面で示された方は構成員Oさんのみ。 (P24)

司会 • 準備会の設置についてはどうか。構成員Aさん。 (P24)

構成員A • 会の進行を円滑にするために、発言の順序と時間を取りきめる必要があることから書かれているが、5年もの時間がかかったのは、常にはぐらかした、見

当違いの回答があったから。

- 前回、コンサルティング会社の方が武田さんと安西さんに対して指先で指示を出していた。非常に大事なサインだと思われる。だから私はコンサルティング会社の人に何が何でも出席してもらい、その合図について明確に聞きたい。
- 今までの資料をコンサルティング会社で作っているのならば、都はコンサルティング会社の資料を読み上げているだけだから、回答できないのは当然。
- 時間の制限とか順序云々ではない。コンサルティング会社の人を武田さんと安西さんの席に据えて回答するのが一番大事。(P24-26)

- 武田
- 今すごく大きなお話が出てしまった。この会の主催は都であり、都が予算をとり、コンサルにデータを作成してもらう部分がある。それらを都が見て解析し、皆様に説明できるようなものを作成している。
 - コンサルが我々に代わって回答するとなると、この会は都が主催なので、会そのものをどうすればよいかというかなり大きなお話なので、持ち帰って今後どうすればいいのか検討させて頂きたいと思う。(P26-27)

- 安西
- 準備会については、構成員 M さんからも書面ではないが、付箋で反対という意見を頂いている。(P27)

- 構成員 T
- 今頃になって準備会をやるのはおかしいと思う。また前回のコンサルティング会社のことについては、最初に司会か都から説明すればよかったですだけで、それをしないからこういうことになる。(P27)

- 構成員 O
- 私は反対というより、準備会の設置については条件付きで賛成。会をスムーズに運びたいので、発言順序については決めて良いと思う。時間の取り決めについては、一つのテーマにかける最長時間を決めるのは困るので反対。(P27-28)

- 構成員 A
- 公開で傍聴が許されるなら、準備会には賛成。(P28)

- 構成員 Q
- 上手く話がかみ合う会合になるのなら準備会は必要だと思うが、そんなに変化はないのではないか。この会は議論が交差せず、ワンサイドになる。欠席者も多い。前向きな発想の人を集めて議論した方がよい。(P28-29)

- 構成員 T
- 欠席している構成員 U さんの意見を預かってきている。私も構成員 U さんも外環の 2 には反対。難しいことは言わず、住み慣れた所にいたい。根本建設大臣、石原都知事、扇さんの言動は嘘だったのか。納得がいかない。石原都知事は地上部に道路ができるとは本当に思っていなかった。私たちはちゃんと話をした。(P29-30)

- 構成員 N
- 都はこの会を何とかしたいという思いから発意されたと思うので、この会が上手くいくことを願って、準備会を作ってみてはどうかと思う。上手くいかなければいつまで時間をかけても仕方ないので戻すこともあり、として。やってみることに賛成。(P31)

構成員 S ・ 都は構成員 O さんの質問にまともに答えていない。この状態で準備会をやって
も無駄なのではないか。だから反対。 (P31)

・ 司会から、事務局から提案のあった必要性を検討するためのデータ説明について、構成員に
意見を伺った。 (P31)

構成員 O ・ 5 冊もあるが、どのくらいの時間をかける予定なのか。 (P31)

安西 ・ 簡潔に 20 分から 30 分くらいで説明したい。 (P31)

構成員 O ・ 今まで断片的には説明を受けている。外環の 2 がなくて困っているという事実
があるならば早く挙げてほしい。そうでないならこの 5 冊のデータ集の説明は
後ろに回してほしい。 (P31-32)

構成員 A ・ 必要性についてのデータばかりで、不要性についてのデータがないから比較検
討にならない。私はそういうデータも必要だと思う。 (P32)

構成員 O ・ 質問と回答をデータ集の説明よりも先にしてもらいたい。都の回答が分からな
かったら再度ペーパーで出し直せとはとんでもない。これも含めて、合わせて 3
点をどうするかよく考えて検討して頂きたい。
(P32-33)

(4) まとめ

・ 事務局から、本日のまとめについて説明した。 (P33)

事務局 ・ 第 13 回議事録、議事要旨について、資料 1 4-1、資料 1 4-2 にて確認い
ただいたので公表させて頂く。

・ 構成員 S さん、構成員 Q さんから地上部街路に関するご意見を頂いた。

・ 構成員 N さん、構成員 O さんの質問について、東京都から回答させていただ
いた。その際、資料 1 2-3 の質問に対する意見が出された。こちらについて
は、持ち帰らせて頂くことになった。

・ 東京都から準備会の設置の提案と必要性のデータの説明の提案について、構
成員の皆さまからご意見を頂いた。その中で構成員 T さんより、構成員 U さんの
5 分間スピーチに関する書面を代読して頂いた。 (P33)

構成員 O ・ 都市計画提案について、持ち越しに挙げてほしいと言い、次第 4 の中でとのこ
とだったがそこまで進まなかった。次回是非、今回持ち越し事項の中に入れて
頂きたい。 (P33)

武田 ・今日皆様から様々な意見を賜り、非常に重い部分も多々あるなと思っている。
これを持ち帰って運営要項とも照らし合わせながら、今後検討し、提示させて頂きたいと思っている。出来るだけ早い段階でご提示出来るように頑張りたい
と思っている。 (P33-34)

6. 確認された事項

- ・第13回議事録、議事要旨を公表する。

7. 次回へ持ち越された事項等

- ・次第3 地上部街路に関する各構成員からの意見
 - ・構成員Oさんの質問に対する回答 資料12-3の質問に対する回答への意見。
- ・次第6 前回からの持ち越し事項等
 - ・外環の地上部街路（大泉JCT地域：1km）を事業認可した理由について
 - ・練馬1km区間：早期着工の真の理由は何か？（古川構成員）・・・資料7-6
 - ・構成員Oさんの都市計画提案の回答について